

1915.8

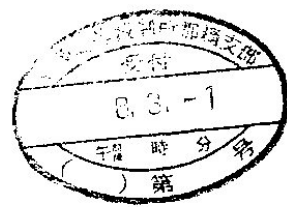
平成七年(行)第三号
職務執行命令裁判請求事件

原告 内閣総理大臣

被告 沖縄県知事

書 証 認 不 書

平成八年三月一日



法 務 省

右原告指定代理人

松 谷 佳 樹

小 澤 正 義

浦 田 重 男

林 督

新 城 弘 康

福岡高等裁判所那覇支部 御中

原告は、乙第五〇号証ないし第五六号証の成立について、次のとおり認否する。

- 一 乙第五〇号証、第五一号証及び第五六号証については、いずれも成立を認める。
- 二 右の乙号証を除くその余の乙号証については、いずれも原本の存在及び成立を認める。ただし、乙第五三号証の内閣委員会の開催年月日が「五一・八・二一」とあるのは「五一・八・二六」が正しい。